

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 7-3-2	事務事業名 中小企業退職金共済掛金補助金	所管部課 生活文化スポーツ部産業振興課
----------------	-------------------------	------------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	中小企業者が退職金共済契約に基づき納付する掛金の一部を市が補助することにより、中小企業者の退職金共済契約の加入を促進し、もって従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることを目的とする。	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要：補助団体の概要（団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等）、補助金の概要（国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額）等 ※該当する予算事業名・節目を明記する	
	【対象者】 市内に事業所又は事務所を有し、中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約を勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と締結し、共済掛金を納付している中小企業者で、毎年1月から12月までの間に納付すべき共済掛金を完納しているもの。 【交付額及び期間】 平成13年1月1日以後新たに被共済者となった者1人につき1月当たり500円。ただし、当該被共済者に係る共済掛金の月額が2,000円の場合は、1人につき1月当たり300円。新たに被共済者となった日の属する月分から起算して36月分(3年分)を交付する。ただし、被共済者の退職又は退職金共済契約の解除により共済掛金を納付した期間が36月に満たない場合においては、当該期間までの分となる。 (予算事業名 05.01.01.03 中小企業共済事業費(中小企業退職金共済掛金補助金))	
事業開始時期	平成13 年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )

事業費データ	項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	事業費(A)			3,475	4,146	3,581
財源内訳	国庫支出金・都支出金	千円				
	地方債					
	その他 ( )					
	一般財源		3,475	4,146	3,581	4,800
所要人員(B)	人	0.13	0.13	0.13	0.13	
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	1,061	1,001	1,032	1,067	
臨時職員賃金等(C')	千円					
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	4,536	5,147	4,613	5,867	
単位当たりコスト						
(E)=(D)/ ( 補助対象人数 )	千円	6	6	6	6	

評価指標の設定	活動等指標		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	①補助事業所数	実績値	件	130	142	144	
	②	実績値					
	《指標の説明・数値変化の理由 など》 補助事業所数は、中小企業退職金共済事業本部からの情報提供により、対象事業所を把握している。						
評価指標の設定	成果指標		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	一次	目標値					
		実績値	件	781	905	797	
	二次	目標値					
実績値							
《指標の説明・数値変化の理由 など》 補助対象者数は、中小企業退職金共済事業本部からの情報提供により、加入している被共済者のうち、補助対象となる者のリスト及び本市要綱の基準を満たす者を照らし合わせて決定している。							

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	特になし	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	都内26市中10市(八王子市・武蔵野市・青梅市・府中市・町田市・小金井市・日野市・国分寺市・多摩市・西東京市)が同様の制度を実施している。月当たり500円補助は5市、300円補助は1市、480円補助は1市、1,000円補助は1市、その他独自の補助割合は2市となっている。
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	田無市中小企業従業員退職金等共済事業は、平成25年度をもって制度を終了した。

**【一次評価】**

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	継続実施	平成21年度の行革本部評価により、「国の共済制度への加入促進を目的として掛金の助成を行う本事業は重要である一方で、共済未加入の企業へは加入申請の勧奨が行われていないことから、市内全中小企業へ働きかけを行うとともに、中小企業の実態にあった補助内容の見直しを図ること。」との指摘を受け、以降市報やホームページ及びパンフレット配布により、加入申請の勧奨を行っている。 本事業は単独での退職金の捻出が困難な中小企業の事業主が、国が実施する同制度に加入することにより、従業員の福祉の推進及び中小企業の振興を図ることを目的としている。そのため、市が一定の基準に基づき掛金の一部を補助することで、加入促進が図られていること及び豊かな市民生活に寄与できることなどから、今後も市として支援する必要があると考え継続実施と判断する。
	事業の必要性	3		
	事業主体の妥当性	3		
B	直接のサービスの相手方	2		
	事業内容等の適切さ	1		
	受益者負担の適切さ	3		
C	市民ニーズの把握	1		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

**【二次評価】**

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	改善・見直し	本事業は、中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約を勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と締結している市内の中小企業に対し、その掛金の一部を一定の条件のもと一定の期間市が補助するものである。 中小企業における退職金支払いの準備制度としては、特定業種の厚生年金基金制度や確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度等があるが、中小企業退職金共済制度は、企業の退職金管理を簡便にし、他の制度と同様の税法上の特典や国の一定の助成制度があるため、多くの企業に利用されている。本事業を評価する前提として、退職金や企業年金の準備の為に、どのような制度で運用するかは、それぞれの企業の判断が尊重されるべきであるという点を指摘したい。 そのうえで、中小企業という人的にも資金的にも制約がある市内企業の保護・育成という政策的な観点においては、国の助成制度に上乗せして行う本事業が果たす役割は大きいものと評価できる。 しかしながら、新たな被共済者1人あたり500円/月を36月分交付するという補助内容は、本事業発足以来、検証や見直しが行われていないため、同種の事業を行う他の自治体の補助内容や中小企業退職金共済制度の今後の動向等を参考に、市内中小企業の保護・育成方策の中での位置づけを明らかにしたうえで適宜見直しを行われたい。
	事業の必要性	3		
	事業主体の妥当性	2		
B	直接のサービスの相手方	1		
	事業内容等の適切さ	1		
	受益者負担の適切さ	2		
C	市民ニーズの把握	1		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

**【外部評価】**

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
対象外	

**【行革本部評価】**

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
改善・見直し	退職金や企業年金に係る資金の運用については、各企業の判断が尊重されるべきであることを前提としたうえで、本事業については、二次評価にもあるとおり、市内中小企業の保護・育成の観点から、その果たす役割は大きいものと認められる。 しかしながら、これまで内容の検証が行われたことがないことから、今後については、他の自治体の事例や中小企業退職金共済制度の動向等を参考としながら、本事業の内容を検証するとともに、市内中小企業の保護・育成政策の中における位置づけを明確にし、適宜見直しを図られたい。

**【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】**

改善の方向性・スケジュール	本制度は、都内26市中10市が実施している。補助額や補助期間等を検証する中で、見直しを図ることとする。 平成27年度:他市制度の調査・検証 平成28年度以降:他市制度の調査・検証に基づく、補助制度の見直し
---------------	--